

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第56号）（環境局循環型社会推進部循環企画課）

本市が定期的に収集する一般廃棄物のうち市長が指定する缶、ガラスびん、ペットボトル並びにプラスチック製の容器及び包装の収集、運搬及び処分について市長が指定する袋（以下「指定袋」といいます。）と引換えに徴収する手数料として、新たに、指定袋の容量10リットルにつき5円の手数料を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第56号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1本市が定期的に収集する一般廃棄物（ふん尿及び鍋，フライパン，やかん

その他の小型の金属製の物を除く。）の項中

「

市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）の容量20リットル	円 10
--------------------------------	---------

を

「

市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）の容量10リットル	円 5
指定袋の容量20リットル	10

に改め、同表備考1中「「特

定資源ごみ」とは、」の右に「市長が指定する」を加え、「（市長が指定するものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(環境局循環型社会推進部循環企画課)